



草 監 第 1 5 8 号

平成31年3月19日

草加市議会議長 関 一 幸 様

草 加 市 長 浅 井 昌 志 様

草加市監査委員 中 村 幸 彦

草加市監査委員 松 井 優 美 子

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により実施した定例監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり提出します。

## 1 監査対象部局

健康福祉部、上下水道部

## 2 監査対象事務

平成29年度及び平成30年度（同年9月30日まで）に執行された財務に関する事務及び市の経営に係る事業の管理とし、必要と認める場合は、平成28年度以前についても監査の対象としました。

## 3 監査期間

### (1) 健康福祉部

平成30年5月2日（水）から平成31年2月13日（水）まで（講評を含む。）

### (2) 上下水道部

平成30年5月2日（水）から平成31年2月22日（金）まで（講評を含む。）

## 4 監査の実施手続

草加市監査事務処理規程第23条及び第24条の規定に基づき、監査対象の事務事業が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかを、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等、通常実施すべき監査手続により実施しました。

## 5 監査の着眼点

別紙「財務事務監査の着眼点」のとおり

## 6 監査結果

### (1) 健康福祉部

健康福祉部には、福祉政策課、生活支援課、長寿支援課、介護保険課、障がい福祉課、健康づくり課及び保険年金課が置かれ、7課の体制となっております。

平成29年度の職員体制及び歳出決算額については、水道事業・病院事業を除く市職員数の14.3%、159人の職員が配属されており、歳出決算額は一般会計では、全体の30.4%、約210億9,240万円、特別会計では、国民健康保険特別会計が全体

の 53.6%、約 281億4,484万円、介護保険特別会計が全体の 25.8%、約 135億5,149万円、後期高齢者医療特別会計が全体の 4.6%、約 24億1,292万円の執行と  
なっているところです。

○職員数の割合（平成30年3月1日時点）

部局	人数	割合
健康福祉部	159人	14.3%
その他の部局	950人	85.7%

○歳出決算額の割合（一般会計）

部局	金額	割合
健康福祉部	21,092,409,665円	30.4%
その他の部局	48,321,152,004円	69.6%

○歳出決算額の割合（特別会計）

会計	金額	割合
国保会計	28,144,846,078円	53.6%
介護会計	13,551,491,049円	25.8%
後期会計	2,412,921,393円	4.6%
その他の特会	8,413,991,834円	16.0%

健康福祉部は、福祉の分野及び健康・医療の分野を司る組織であると捉えています。

福祉政策課においては、社会福祉に係る総合的な企画・調整のほか、社会福祉法人の認可及び監査に係る事務を担っています。

生活支援課においては、生活保護法の規定による生活保護の関連事務及び生活困窮者の自立支援に係る事務を行っています。

長寿支援課においては、高年者福祉の推進のほか、介護予防に係る地域支援事業に関する事務及び老人福祉法の規定による福祉の措置に関する事務を行っています。

介護保険課においては、介護保険被保険者の資格や保険料に関する事務、要介護認定に係る事務及び介護保険の給付に係る事務を行っています。

障がい福祉課においては、障害者福祉に係る企画・推進のほか、心身障害者福祉に関する事務、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法の規定による援護に関する事務を行っています。

健康づくり課においては、保健及び公衆衛生に係る企画・推進のほか、各種がん検診事業等、市民の健康づくりに関する事務及び保健センターの管理運営事業を行っています。

保険年金課においては、国民健康保険事業の企画・運営のほか、保険給付に関する事務、国民年金に関する事務及び後期高齢者医療に関する事務を行っています。

平成29年度及び平成30年度に執行された財務に関する事務及び市の経営に係る事業の管理について監査を実施したところ、概ね適正に執行されているものと認められました。

## (2) 上下水道部

上下水道部は、平成27年4月の組織改正により浄水の供給を所管する水道部と公共用水域の水質保全等を目的とした下水道（汚水）の整備を所管する建設部下水道課を統合して誕生した都市基盤を担う部であり、水道総務課、水道営業課、水道工務課、水道施設課及び下水道課が置かれ、5課の体制となっております。

水道総務課においては、職員の人事、給与、サービス及び福利厚生に関する事務、予算の編成及び執行管理に関する事務を担っています。

水道営業課においては、給水装置の使用の開始、中止及び再開並びに名義変更に関する事務、給水装置工事の受付、審査、承認及び検査並びに給水装置工事費の精算に関する事務を行っています。

水道工務課においては、配水管整備の企画、立案、調整及び推進のほか、配水管等の工事設計及び監督に関する事務を行っています。

水道施設課においては、配水管等の修繕に関する事務、浄配水場施設の企画、立案、調整及び推進に関する事務を行っています。

下水道課においては、公共下水道事業（汚水）の調査、企画、立案、調整及び推進に関する事務、公共下水道（汚水）の供用開始及び水洗化の普及促進に関する事務、公共下水道事業（汚水）の工事等に関する事務を行っています。

平成29年度及び平成30年度に執行された財務に関する事務及び市の経営に係る事業の管理について監査を実施したところ、概ね適正に執行されているものと認められました。